

気候関連・環境リスクとRAF ~欧州中央銀行の期待

欧州中央銀行(ECB)が公表した「気候関連・環境リスクに関するガイド」市中協議文書からは、リス ク・アペタイト・フレームワーク(RAF)が欧州金融機関に浸透し、最良慣行が確立されると共に、ECB もRAFの効用を認識するようになっていることをうかがい知ることができる。

この1年ほどの間に、欧州の金融業界では、気候関連 金融リスクの監督上の取り扱いを明確にする動きが本格 化している。例えば、オランダ、英国、ECBなどが、 当該リスクをどのように管理すべきか、また現行の健全 性規制をどのように解釈すべきかについてガイダンスを 公表している。多くの場合、こうしたガイダンスには法 的拘束力はないが、欧州金融業界には、気候関連金融リ スクは、金融機関が管理すべき重要なリスクであるとい う認識が確実に浸透しつつある。

なかでも2020年5月20日にECBが公表した「気候関 連・環境リスクに関するガイド」市中協議文書¹⁾では、 気候関連リスクだけでなく、環境リスクも含めたリスク 定義を採用している点が、他の監督当局のガイダンスと は異なる。その背景には、サステナブル金融の拡大と共 に、それに付随するリスクを管理することの必要性が認 識されるようになったことがある²。ECBによれば、金 融機関の多くは、社会的責任という観点からサステナブ ル関連投資に取り組んでおり、それを含む包括的なリス ク管理体制は確立されていない。今般の市中協議文書 は、この点を踏まえた金融機関に対する問題提起とも言 える。なおECBによれば、先進的な金融機関では、気 候関連・環境リスクをESG戦略の下に統合している。



気候関連・環境リスクに関する ECBの監督上の期待

ECBは、1) ビジネスモデルや戦略、2) ガバナンス とリスク・アペタイト、3) リスク管理、4) 情報開示 という4つの観点から、気候関連・環境リスクに関して 金融機関に期待するところを示している (図表)。

図表 ECBの監督上の期待(抄訳)

1. 戦略及び事業に関する意思決定を行うために、事業環 境に対する気候関連・環境リスクの短期、中期及び長期の 影響を理解すること。 2. 事業戦略の決定や実施において、事業環境に短期、中期

- 及び長期的に重大な影響を与える気候関連・環境リスクを 統合すること。
- 3. 経営体は、事業戦略、事業目標及びリスク管理フレーム ワークの策定に際し、気候関連・環境リスクを考慮するこ と。また当該リスクを効果的に監視すること。
- 4. 気候関連・環境リスクをリスク・アペタイト・フレー ムワークに明示的に含むこと。
- 5. 3つの防衛線モデルに従い、気候関連・環境リスクの管 理に関する責任を組織内で割り当てること。
- 6. 経営体及び関連する小委員会が情報に基づいた意思決 定を行うために、気候関連・環境リスク・エクスポージャー に関する集約したリスクデータを報告すること。
- 7. 長期にわたり管理、モニタリングするために、気候関 連・環境リスクをリスク管理フレームワークに含み、それ を定期的に精査すること。また資本十分性評価プロセスに おいて当該リスクを特定、計測すること。
- 信用リスク管理については、審査プロセスのすべての 段階で気候関連・環境リスクを考慮すること。またポート フォリオに内在する当該リスクをモニタリングすること。
- 9. 気候関連イベントが事業継続性にどのような負の影響 を与えるか、また業務活動の性質が風評やライアビリティ・ リスクをどの程度増加させるかを考慮すること。

10. 現在の市場リスクポジションや将来の投資に気候関 連・環境要因が与える影響を継続的にモニタリングするこ と、また気候関連・環境リスクを含むストレス・テスト・シ ナリオを開発すること。

- 11. 重大な気候関連・環境リスクがある金融機関は、当該 リスクをベースラインおよび不利なシナリオに組み込むこ とを視野にストレス・テストの適切性を評価すること。
- 12. 重大な気候関連・環境リスクがネット・キャッシュ・ アウトフローあるいは流動性バッファーの減少を引き起こ すかどうかを評価すること。その場合は、流動性リスク管 理及び流動性バッファーのカリブレーションに当該リスク を含めること。

13. 規制上の開示のために、重要な気候関連・環境リスクに ついて意味のある情報や指標を公表すること。最低でも非 財務報告に関する欧州委員会のガイドラインに従うこと。

(出所)欧州中央銀行「気候関連・環境リスクに関するガイド」、2020年5月

NOTE

- 1) 市中協議期間は、2020年9月25日まで。
- 「サステイナブルファイナンスと証券当局及びIOSCO の役割」(IOSCO、2020年4月)を参照。



気候関連・環境リスクとRAF

他の監督当局のガイダンスとのもう一つの違いは、ECBはリスク・アペタイトをリスク管理の一部ではなく、ガバナンスに関連する項目として独立して位置付けているという点である。ECBは、気候関連・環境リスクをRAFに含めることは、金融機関の当該リスクに対する強靱性を高め、管理能力の改善に資すると考えており、1) RAF全般、2) リスク・アペタイト・ステートメント(以下、RAS)、3) 指標設定、4) 報酬制度という4つの観点から金融機関に期待するところを明示している。

まずRAF全般については、①事業戦略計画の全期間 を見通す、つまりフォワードルッキングであること、② 計画期間中を通じ金融機関が晒されているすべての重要 なリスクを考慮すること、③定期的にモニタリングす ることが挙げられた。なかでも重要な点は、RAFを長期 戦略と一体化することである。第2にRASについては、 ①金融機関にとって中長期的に影響のあるリスクを取 りあげること、②気候関連・環境リスクについてRASに 明示すること、③RAFと同じく、RASも長期戦略と整合 すること、④受け入れるべきリスクの水準について明 示することなどが挙げられた。第3に指標設定について は、次のような点が挙げられた。①気候関連・環境リ スクについて適切な指標を開発し、限度枠を設定するこ と。なおECBは、気候変動の長期的な性質を考慮した 指標を開発することを期待している。また限度枠等への 抵触が生じた場合の手順(協議の開始や上位職位者への エスカレーションなど)の確立も挙げられた。重要な点 は、限度枠に至る前に更なるリスクテイクについて協議

することにある。②気候関連・環境リスクについて適切な定量指標を開発するまでの間、定性指標の利用を容認すること。定量指標がないから管理できないというのはガバナンスの怠慢となる。③気候関連・環境リスクをモニタリングし、報告すること。④リスク・アペタイトの範囲や関連する取り決めについては、業績目標を設定する前に決定すること。つまりリスク・アペタイトは、業績目標ありきではないということである。第4に報酬制度については、リスク・アペタイト、事業戦略及び長期目標と一貫していることである。報酬や報奨は、リスク・アペタイト等と整合的な行動を奨励するものでなければならない。

市中協議文書からは、RAFが欧州金融機関の経営に浸透し、最良慣行が確立されると共に、中長期的な事業戦略の遂行を支援するツールとしての効用を認識するようになっている様子が伺える。わが国でも金融行政方針に経営管理ツールとしてのRAF活用に関する言及があるものの、未だ多くが足もと1年間のリスクを管理するツールとしての活用に留まっている。その背景には、RAFをリスク管理ツールと受け止めている金融機関が多いことや、足もとの経営環境の厳しさから短期的な収益目標の達成にRAFの軸足が置かれていることなどがあると考える。RAFを更に進化させていくためには、何が必要か。ECBの市中協議文書には、欧州金融機関の経験に基づく課題解決の鍵が示されている。

Writer's Profile -



川橋 仁美 Hitomi Kawahashi 金融イノベーション研究部 上級研究員 専門は内外金融機関経営、ALM、リスク管理 focus@nri.co.jp